

## 経理部門の基本有用情報

# 今月の経理情報

### 今回のテーマ：源泉徴収が必要な所得について

7月10日は納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付期限です。源泉徴収が必要な所得や納期の特例の対象となる所得を確認します。

#### 源泉徴収が必要な取引と納期の特例の適用の有無

源泉徴収義務は「源泉徴収すべき所得の支払者」にあります。

納期の特例制度は所得の範囲が限定的で、特例を適用している源泉徴収義務者であっても範囲外の所得に対する源泉所得税は「徴収日の翌月10日」が納付期限となります。

	内容	税率など	納期特例
①	社債利子、配当金	上場株式や公社債など：15.315%、左記以外：20.42%	なし
②	給与、賞与	給与所得の源泉徴収税額表で計算 (甲欄：メインの給与、乙欄：副業先などメイン以外の給与)	あり
③	報酬、料金	10.21%～20.42%	なし
		1：原稿料、デザイン料、講演料、芸術・スポーツ指導料など（所法204①一） 2：弁護士、税理士、司法書士などの士業への報酬など（所法204①二）	あり
④	退職金	退職所得の源泉徴収税額の速算表で計算 (退職所得の受給に関する申告書の提出なし：20.42%)	なし

#### 源泉徴収が不要な所得の一例

- ①のうち国内の100%グループ会社に対する金銭以外での配当（税務上の適格現物分配に該当するもののみ）や、公益財団法人や学校法人などの公益法人に対して支払う配当は源泉徴収不要。
- ③のデザインの範囲は工業デザインや広告デザインといった可視的なものとされています。機械の図面作成やWEBサイト作成のうちコーディングやプログラミング部分といった機能面の設計はデザインには含まれないと解されているため、これらの作業に対する報酬は源泉徴収不要。
- 行政書士など③2に含まれない報酬や、③2に含まれる報酬であっても相手が弁護士法人や税理士法人といった法人の場合は源泉徴収不要。
- フリーランスに対する報酬であっても、③に掲げる報酬に該当しなければ源泉徴収不要。

#### 完全子法人株式等の配当にかかる源泉徴収制度の見直し

2023年10月1日以後に支払いを受けるべき配当のうち、つぎの株式等にかかる配当の源泉徴収が不要になります。

- 完全子法人株式等（配当計算期間の初日から末日まで継続保有する100%グループ会社の株式）
- 配当の支払基準日において発行済株式総数の1/3超を直接保有する（ほかのグループ会社の保有割合と合算して1/3超になる場合は除く）株式等

#### お見逃しなく！

完全子法人株式等の配当にかかる源泉徴収制度の見直しは、一般社団法人、一般財団法人、労働組合やクラブなどの人格のない社団等が支払いを受ける配当は対象外です。株主がこれらの法人に該当する場合は従来どおり源泉徴収が必要です。